

特定非営利活動法人 SKIP 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 SKIP と称し登記上はこれを特定非営利活動法人スキップと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市中川区富田町榎津字西新海1262番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子育て中の母親達など、文化に接する機会の少ない人々に対し、午前中の託児付きのコンサートや講演会などに関する事業を行う。同時に、伝統的な役割やジェンダーにとらわれない男女共同参画社会の実現を目指し、もって社会全体の利益に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表4号（文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動）、同10号（男女共同参画社会の形成の促進を図る活動）、同11号（子どもの健全育成を図る活動）に該当する特定非営利活動を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動事業を行う。

- ① 子育て支援のための託児付コンサートの企画・運営事業。
- ② 子育て支援及び子どもの健全育成を図るための親子向けコンサートの企画・運営事業。
- ③ 子育て支援及び男女共同参画社会の形成の促進を図るための講演会・学習会の企画・運営事業。
- ④ 子育て支援及び男女共同参画社会の形成の促進を図るための会報など出版に関する事業。
- ⑤ 子育て支援及び男女共同参画社会の形成の促進を図るためのインターネットなどによる情報交換事業。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、スタッフ会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。

①スタッフ会員

この法人の目的に賛同し事業及び運営に参画するために入会した個人。

②一般会員

この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体。

(会員の資格)

第7条 会員は、以下の条件を備えなければならない。

- (1) この法人の活動を他の政治団体、あるいは宗教団体の活動に利用するものでないこと。
- (2) この法人の活動を他の営利目的の団体の活動に利用するものでないこと。

(入会等)

第8条 スタッフ会員として入会を希望する個人は、スタッフ入会申込書と年会費を理事長に提出し、理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなくてはならない。

- 2、理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3、スタッフ会員は、退会届の提出により任意に退会することができる。
- 4、一般会員として入会を希望する個人又は団体は、一般入会申込書と年会費を払い込まなければならない。

(会費)

第9条 スタッフ会員および一般会員は総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 スタッフ会員及び一般会員は次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会の希望を申し出たとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名規定)

第11条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く

- ① 理事3名以上5名以内
- ② 監事1名

2、理事のうち、一人を理事長、二人を副理事長とする。

(役員を選任)

第14条 役員は、総会においてスタッフ会員の中から選任する。

2、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3、監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2、副理事長は理事長を補佐し理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときには、その職務を代行する。

3、理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を施行する。

4、監事は次に掲げる業務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2、欠員の補充または増員による任期途中からの役員任期は、所定の任期の残任期間とする。

3、役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなくてはならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないときと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2、役員には業務遂行に要した費用を支払うことができる。
- 3、前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事会が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会はこの法人の最高の意思決定機関であって、スタッフ会員をもって構成する。

- 2、スタッフ会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および予算並びにその変更
- (5) 事業報告および決算
- (6) 役員の選任、解任、職務及び報酬
- (7) 年会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2、臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) スタッフ会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して、書面をもって請求があった場合。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により監事からの招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2、理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときには、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3、総会を招集するときは、会議の目的、日時、場所及び審議事項を1週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(定足数)

第25条 総会はスタッフ会員総数の過半数の出席によって成立する。

(議長)

第26条 総会の議長は出席したスタッフ会員の中から選出する。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2、総会の議決はこの定款に定める場合を除き、出席したスタッフ会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各スタッフ会員の表決権は平等なものとする。

- 2、総会に出席できないスタッフ会員は予め通知された事項について、書面でもって表決し、または他のスタッフ会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3、前項の規定により表決したスタッフ会員は、第25条及び第27条並びに次条の第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4、総会の議決については、特別の利害関係を有するスタッフ会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) スタッフ会員総数及び出席者数(書面表決者または委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過及び議決の結果

- 2、議事録には2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

第31条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は次の場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事からの請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2、理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったとき、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3、理事会を招集するときは、会議の日時、目的、場所及び審議事項を、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は理事長があたる。

(議決)

第35条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2、理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面でもって表決することができる。
- 3、理事会の議決については、特別の利害関係を有するスタッフ会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者氏名及びその数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過及び議決の結果

2、議事録には2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費による収益
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 寄付金による収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定に係わらず予算が成立していないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2、前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(特別会計)

第43条 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は、予算外の支出に充てるため、予算内に予備費を設けることができる。

- 2、予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告所及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

- 2、決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が、定款の変更をしようとするときは、総会に出席したスタッフ会員の5分の3以上の多数による議決を経てかつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) スタッフ会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による成立の認証の取り消し

2、前項の1号の事由によりこの法人が解散するときは、スタッフ会員総数の5分の3以上の承認を得なければならない。

3、第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散したときに、残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決した者に譲渡する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会においてスタッフ会員総数の5分の3以上の議決を経てかつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員は次に掲げるものとする。
理事長 佐伯 恵子
副理事長 河内 かをる
副理事長 水野 真由美
監事 有賀 敏子
- 3、この法人は設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2000年12月31日までとする。
- 4、この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5、この法人の設立当初の事業年度は第47条の規定にかかわらず、設立の日から2000年12月31日とする。
- 6、この法人の設立当初の事業年度にかかわる会費は、第9条にかかわらず、次に掲げる額とする。

スタッフ会員	年会費	3,000円
一般会員	年会費	1,000円

但し、2000年度については免除する。

上記は当法人の定款と相違ないことを証明する

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 スキップ

理 事 水野 真由美